

# 木造住宅の耐震助成制度一覧

平成25年7月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
千代田区	木造住宅耐震促進事業(診断)	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	当該住宅に住んでいる(住民票がある)こと	10万円	10/10(自己負担なし)		まちづくり推進部建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
	木造住宅耐震促進事業(改修)	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	当該住宅に住んでいる(住民票がある)こと	100万円	10/10		まちづくり推進部建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
中央区	住宅・建築物等耐震改修等支援事業(耐震診断・補強計画)	補助	○	○		昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅		なし	10/10	原則として区内業者に発注する耐震診断・補強計画	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
	住宅・建築物耐震改修等支援事業(耐震補強工事)	補助	○	○		昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	①一般世帯 ②高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	330万円	①1/2+30万円 ②10/10	原則として区内業者に発注する工事	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
	住宅・建築物耐震改修等支援事業(簡易補強工事)	補助	○	○		昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	①一般世帯 ②高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	150万円	①1/2 ②10/10	原則として区内業者に発注する工事	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
港区	港区木造住宅耐震診断事業	技術者派遣	○			昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された2階建て以下の専用又は兼用住宅	所有者または居住者			港区建築設計事務所協会に委託し、耐震診断を無料で行う。	街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223
	港区建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用又は兼用住宅を除く住宅、共同住宅・病院、公衆浴場、児童福祉施設等、集会所(町会・自治会会館)	所有者	①住宅、下宿20万円 ②住宅、下宿以外24万円	2/3		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2224
	港区民間建築物耐震化促進事業	補助	○	○	○	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築した2階建て以下の住宅 ・耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの ・区が指定する指定機関の評定を受けたもの	所有者	①改修・補強設計200万 ②建替え100万	①改修・補強設計1/2 ②建替え1/3	耐震改修の補強設計、耐震改修工事及び建替え・除却を行うもの	街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2224

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
新宿区	建築物等耐震化支援事業	技術者派遣	○	○		昭56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅、共同住宅、店舗等併用住宅(住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの)	個人または法人の場合、所有者等  区分所有の場合、管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半の承諾を得た代表者			専門の技術者(建築設計新宿協同組合)を派遣し、予備耐震診断(簡易診断)を無料で行う。	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848
	建築物等耐震化支援事業	補助	○	○		昭56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅、共同住宅、店舗等併用住宅(住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの)	・個人または法人の場合、所有者等 ・区分所有の場合、管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半の承諾を得た代表者  ＜耐震改修工事＞ 上記の要件および、下記の要件を満たすもの ・個人の場合、世帯全員の所得合計額が800万円以内であり、世帯全員が住民税を滞納していないこと ・法人の場合、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者	＜耐震診断・補強設計＞ 上限15万円  ＜耐震改修工事＞ 《A区分》 住民税非課税世帯または重点地区内 上限300万円 (簡易改修工事は上限150万円) 《B区分》 65歳以上の高齢者または障害者の方が居住する建築物 上限200万円 (簡易改修工事は上限100万円) 《C区分》 A、B区分以外の建築物 上限100万円 (簡易改修工事は上限50万円) ※道路突出・無接道は上記の半額 ＜工事監理＞ 上限8万円	＜耐震改修工事＞ A区分:3/4(簡易改修3/5) B区分:2/4(簡易改修2/5) C区分:1/4(簡易改修1/5) (道路突出・無接道) A区分:3/8(簡易改修3/10) B区分:2/8(簡易改修2/10) C区分:1/8(簡易改修1/10)	＜耐震診断・補強設計＞ 予備耐震診断後、耐震診断登録員による「耐震診断・補強設計」を行ったもの  ＜耐震改修工事＞ ・上記耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事をおこなったもの。  ＜工事監理＞ 耐震診断・補強設計に基づいて耐震診断登録員による工事監理を行ったもの	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
文京区	耐震診断助成事業	補助	○	○	○	・昭和56年以前に建築された民間の建築物 ただし、違反建築物で現に是正指導を受けているものを除く	なし	一般:10万円 高齢者等居住:20万円	一般:8/10 高齢者等居住:10/10	・高齢者等:①満65歳以上で対象建築物に1年以上居住②一定基準以上の障害者で対象建築物に1年以上居住	都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
	耐震改修設計助成事業	補助	○	○		・昭和56年以前に建築された住宅建築物(共同住宅・併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供するものに限る) ・準防火地域内	個人又は中小企業者	一般:20万円 高齢者等居住:40万円	一般:1/2 高齢者等居住:3/4	・高齢者等:①満65歳以上で対象建築物に1年以上居住②一定基準以上の障害者で対象建築物に1年以上居住 ・細街路に抵触する場合や簡易耐震化(1階のみ補強)の助成についてはお問い合わせください。	都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
	耐震改修促進助成事業	補助	○	○		・昭和56年以前に建築された住宅建築物(共同住宅・併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供するものに限る) ・準防火地域内	個人又は中小企業者	一般:100万円 高齢者等居住:200万円	一般:1/2 高齢者等居住:3/4	・高齢者等:①満65歳以上で対象建築物に1年以上居住②一定基準以上の障害者で対象建築物に1年以上居住 ・細街路に抵触する場合や簡易耐震化(1階のみ補強)の助成についてはお問い合わせください。	都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
		補助	○	○		・昭和56年以前に建築された住宅建築物(共同住宅・併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供するものに限る) ・耐震化促進地区内 ・建替え後の建築物が準耐火建築物以上	個人又は中小企業者	60万円	1/2	除却費用に対する補助	都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
台東区	耐震診断・耐震改修工事助成(診断)	補助	○			①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②延床面積の1/2以上が住宅であること ③木造住宅は2階建て以下のもの ④基礎が大谷石や置き石でないもの ⑤現に建築基準法による是正指導を受けていないもの	①対象建築物の所有者または使用者 ②台東区民であること ③個人または中小企業 ④住民税等を滞納していないこと	15万円以内	8/10	耐震診断には、次の内容を含む ①予備調査 ②本診断 ③改修工事設計案作成 ④改修工事費概算見積書作成	建築課建築防災担当	03-5246-1335(直)	3641 3642
	耐震診断・耐震改修工事助成(工事)	補助	○			①上記助成を受けて耐震診断を行ったもの ②延床面積の1/2が住宅であること ③建築基準法令等に適合していること	①対象建築物の所有者または使用者 ②台東区民であること ③個人 ④住民税等を滞納していないこと	地域により異なる [重点地域]120万円以内 [その他地域]100万円以内	地域により異なる [重点地域]2/3 [その他地域]1/2		建築課建築防災担当	03-5246-1335(直)	3641 3642

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
墨田区	墨田区民間建築物耐震診断助成	補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された墨田区内の建築物 (工業化認定住宅及び補強コンクリートブロック造の建築物を除く) ・バリアフリー改修を利用する場合は、区の福祉関連住宅改修補助を利用すること	耐震診断を実施する方 (大企業を除く)	7.5万円 (バリアフリー改修を行う場合は15万円を限度に補助)	1/2	・診断結果の評定取得が必要(区指定) ・バリアフリー改修を利用する場合は、区の福祉関連住宅改修補助を利用すること	墨田区都市計画部 建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956
	木造住宅耐震改修促進助成	補助	○	○	○	・区で行っている耐震診断助成を受けたもの ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅 ・延べ面積の過半が住宅 ・主要構造部(柱や梁など)の過半が木造 ・バリアフリー改修を利用する場合は、区の福祉関連住宅改修補助を利用すること ・民間木造賃貸住宅改修を利用する場合は、区の民間木造賃貸住宅改修支援助成制度を利用すること。	個人もしくは中小企業で、耐震改修を実施する方 (対象建築物の所有者でない場合は、所有者の承諾が必要)	・計画作成費5万円 ・簡易改修20～45万円(バリアフリー改修を行う場合45万円、主要生活道路沿道の場合35～45万円)民間木造賃貸住宅改修45万円 ・耐震改修80～100万円(バリアフリー改修を行う場合100万円、主要生活道路沿道の場合80～100万円) 民間木造賃貸住宅改修100万	・計画作成費1/2 ・簡易改修1/3～2/3(バリアフリー改修を行う場合5/6、主要生活道路沿道の場合3/4～5/6) 民間木造賃貸住宅改修2/3 ・耐震改修1/2～2/3(バリアフリー改修を行う場合5/6、主要生活道路沿道の場合3/4～5/6) 民間木造賃貸住宅改修2/3	・バリアフリー改修を利用する場合は、区の福祉関連住宅改修補助を利用すること ・民間木造賃貸住宅改修を利用する場合は、区の民間木造賃貸住宅改修支援助成制度を利用すること。	墨田区都市計画部 建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956
	木造住宅無料耐震相談	派遣	○	○	○	区内の木造住宅	居住者、もしくは所有者	無料	無料	建築士等の専門家を派遣し目視での大まかな耐震性の把握を行う	墨田区都市計画部 建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956
	耐震・バリアフリー改修コーディネート	派遣	○	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された墨田区内の木造住宅	お住まいの方で、耐震バリアフリー改修促進支援助成制度を利用して耐震改修をお考えの方	無料	無料	耐震改修とバリアフリー改修を同時に行う場合の相談から設計までの業務調整を行い、耐震改修にいたるまでのプロセスを円滑に進めるアドバイスをします。	墨田区都市計画部 建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
江東区	民間建築物耐震促進事業(木造簡易診断・二次診断)	技術者派遣	○			昭56年5月31日以前に建築された建築物。木造在来工法で平屋か2階建ての住宅であること(併用住宅を含む)	対象建築物を所有し居住している人			区に登録した、江東区建築設計事務所協会の耐震診断士を派遣し、耐震診断(簡易診断)を無料で行う。	都市整備部建築調整課建築防災係	直03-3647-9764	2951
		補助	○			上記耐震診断を受け、耐震改修が必要と判定された住宅で、建築確認があり建築基準法に違反していないもの	区民税の滞納がないこと	10万円	1/1	二次診断及び補強計画に要した経費を助成する。	都市整備部建築調整課建築防災係	直03-3647-9764	2951
	民間建築物耐震促進事業	補助	○			昭56年5月31日以前に建築された、区が実施する耐震診断を受け、耐震改修が必要と判定された戸建木造住宅(自己居住及び所有)。建築確認があり建築基準法に違反していないもの。	区民税の滞納がないこと	150万円	1/2	耐震改修により住宅全体(又は一部)の上部構造耐力の評価が1.0以上となる耐震補強工事。原則区内の事業者が施工するもの。	都市整備部建築調整課建築防災係	直03-3647-9764	2951
品川区	住宅等耐震診断支援事業	補助	○	○		昭56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、長屋及び共同住宅で個人が所有するもの。(併用住宅を含む)	対象建築物の所有者(共有の場合は代表者)	(戸建て住宅・長屋)6万円(共同住宅)12万円	1/2	協定機関(東京都建築士事務所協会品川支部)から技術者を派遣した場合または東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合を助成対象とする。	都市環境事業部都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	
	住宅等耐震補強設計支援事業	補助	○	○		耐震診断要綱に基づく助成金の交付の対象となった建築物で、lw値が1.0未満のもの。	対象建築物の所有者(共有の場合は代表者)	20万円	1/2		都市環境事業部都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	
	住宅等耐震改修等支援事業	補助	○	○		耐震診断要綱に基づく助成金の交付の対象となった建築物で、lw値が1.0未満のもの。建替えは自己居住用。対象地域:耐震改修は区内全域。建替え、除却は整備地域・新防火地域のみ助成対象。	対象建築物の所有者(共有の場合は代表者)	(戸建て住宅・長屋)150万円(共同住宅)300万円	(戸建て住宅・長屋)改修、除却は1/2(※除却:一部地域は10/10)、建替えは10/10(共同住宅)改修、除却は1/3(※除却:一部地域は10/10)、建替えは10/10		都市環境事業部都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	
目黒区	木造住宅等耐震診断助成	補助	○	○	○	専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホーム等			1/2	区職員による予備調査後、区と協定を締結した耐震診断士を派遣し、診断費用を助成。	建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
	建築物耐震改修助成	補助	○	○	○	専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホーム等	住民税非課税世帯は個人所有で自己居住	120万円(一般) 150万円(住民税非課税世帯)	80%		建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
	木造住宅除却助成	補助	○			昭和34年以前の建築物 個人所有・自己居住専用住宅 建替え後も居住していること		50万円	1/2		建築課耐震化促進係	03-5722-9490	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
大田区	大田区建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	住宅を含む木造建築物10万円、木造以外の住宅50万円	2/3	耐震診断は、建築士事務所の建築士が行うこと。	まちづくり推進部都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349	
	大田区建築物耐震改修計画・設計助成事業	補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)		住宅を含む木造建築物15万円、非木造住宅50万円	2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。	まちづくり推進部都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349	
	大田区建築物耐震改修工事助成事業	補助	○	○	○		①対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。 ②住宅の場合、申請者世帯に高齢者・障がい者が居住するか、世帯全員が住民税非課税の場合、優遇措置あり。	①木造住宅100万円、非木造住宅150万円、木造建築物150万円、 ②木造住宅150万円、非木造住宅200万円	①1/2 ②2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。構造耐震指標が、木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上となる耐震改修工事であること。	まちづくり推進部都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349	
	中小企業融資あっせん制度(耐震対策資金)	利子補給、保証料補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、大田区耐震診断助成を受け、耐震改修助成を受けられなかった事業用建物	中小企業者であり、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの、法定期限内に確定申告をし、納期到来分の税金を完納しているもの	1,500万円	全額利子補給・信用保証料を全額補助	耐震診断助成を受けない、あるいは、耐震改修助成を受けたが資金が不足するという場合には、一般設備資金等の検討が可能	産業経済部産業振興課	03-3733-6185	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
世田谷区	世田谷区木造住宅耐震診断支援事業	技術者派遣	○	○	○ (過半が住宅である店舗併用住宅、長屋)	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた建築物。木造在来工法または枠組壁工法(ツー・バイ・フォー工法)で、平屋か2階建ての住宅であること(併用住宅を含む)	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者	区が全額負担		区職員による予備調査後、区と委託契約を締結した耐震診断士を派遣し、無料で一般診断を行う。	都市整備部建築調整課耐震促進	5432-2468	
	世田谷区木造住宅耐震改修訪問相談事業	技術者派遣	○	○	○ (過半が住宅である店舗併用住宅、長屋)	区で実施している木造住宅耐震診断支援等の助成を受け診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された建築物	既に訪問相談を利用したもの、区の木造住宅耐震改修助成金交付申請をしたものを除く。	区が全額負担		区と委託契約した団体を派遣。 1の対象者につき2回まで。簡易設計も可能。	都市整備部建築調整課耐震促進	5432-2468	
	世田谷区木造住宅耐震改修助成	補助	○	○	○ (過半が住宅である店舗併用住宅、長屋)	(共通)一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの①耐震改修工事:改修後1.0以上となる建物。②簡易改修工事:1階のみ1.0以上となる建物。①②ともに防火地域外、都市防災総合推進事業区域外、延焼遮断帯形成事業区域外にあり、かつ建築基準法に適合した建築物③不燃化耐震補強工事:都市防災総合推進事業区域で建築基準法に適合した建築物であり、改修後1.0以上となり、かつ準耐火建築物となるもの。④不燃建替え:防災都市づくり推進計画(③の対象区域を除く)内で、準耐火、耐火建築物の建替えを行うもの。	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと	①耐震改修工事100万円 ※H25年度に完了する工事に限り+30万円 ②簡易改修工事は80万円 ③不燃化耐震補強工事100万円 ※H25年度に完了する工事に限り+30万円 ④不燃建替え100万円 ※H25年度に完了する工事に限り+30万円		・設計と工事を分けて申請することもできる。その場合、設計費用として30万円を限度に助成し、改修工事費は100万円もしくは80万円から既に交付を受けた金額を除いた額が助成額。(①耐震改修工事②簡易改修工事④不燃建替えが対象) ・建替えについては検査済証取得が条件	都市整備部建築調整課耐震促進	5432-2468	
渋谷区	木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業	技術者派遣	○	△		昭和56年以前に建築された木造2階建て以下の住宅、または共同住宅	当該建築物に居住する個人であること	申請者負担なし	10/10	・区登録診断士を派遣する	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	03-3463-2647	
	木造住宅耐震改修助成	助成	○	△		区の木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業により耐震診断を実施し、構造評点が1.0未満であったもの	当該建築物に居住する個人であること	100万円 (対象者が65歳以上の高齢者の場合は150万円)	1/2 (対象者が65歳以上の高齢者の場合は 50万円に50万円を超えた額の2/3を加えた金額)	・耐震改修工事を実施したことにより、改修後の構造評点が1.0以上となること ・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う ・1階のみを構造評点1.0以上とする簡易改修制度あり	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	03-3463-2647	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
中野区	中野区資産活用木造住宅耐震改修工事費等融資利息等資金貸付事業	利子貸付	○			昭56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅で、住宅金融支援機構の「高齢者向け特別返済制度」を利用し、耐震改修工事をおこなうもの	・区内在住 ・60歳以上 ・住宅及びその敷地が貸付の担保に供することができること	1,000万円 (住宅金融支援機構融資限度額)	融資額に対する利子及び手数料分を貸付	住宅金融支援機構の「高齢者向け特別返済制度」を利用し、耐震改修工事を行う場合、融資額の利息及び手数料を貸付ける。返済は支援機構融資同様対象者の死亡時。	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	木造共同住宅耐震改修補償型助成事業	補助		○		・区が実施する耐震診断を受けた木造共同住宅 ・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物を、1.0以上となるように改修するもの	対象建築物所有者	・600万円 ・耐震改修工事費+全損した建物の延べ面積(m <sup>2</sup> )×12万円×0.1		区登録の耐震改修施工者による耐震改修工事を行った建物で、竣工後10年以内に震度6強以下の地震で全損した場合、600万円を限度に助成。	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	木造住宅建替え助成事業	補助	○	○		・昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、区が実施する簡易耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建築物	対象建築物所有者	80万円		・対象区域は、整備地域及び火災危険度の高い地域	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	耐震改修資金融資あっ旋事業	利子補給	○			昭56年5月31日以前に建築された木造在来工法による2階建て以下の一戸建て住宅	・対象建築物所有者 ・区内居住1年以上 ・前年の所得が1200万円以下 ・年齢20歳以上返済完了時75歳未満 ・住民税を滞納していないこと	30万以上 200万円以下 (工事見積額の80%以内)	2.25%	・区登録診断士が補強設計及び工事監理を行う ・改修工事は、区登録耐震改修施工者が行う (当該住宅を建築した施工者が改修を行う場合を除く)	都市基盤部都市計画分野	03-3228-5581	
	木造住宅耐震診断事業(簡易耐震診断)	技術者派遣	○	○		昭56年5月31日以前に建築された在来工法による2階建て以下の木造住宅(一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を含む)	対象建築物所有者	全額区が負担 (区登録診断士に支給)		・区に登録してある耐震診断士を派遣する	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	木造住宅耐震診断事業(耐震診断)	技術者派遣	○	○		上記、簡易耐震診断を行い総合評点が1.0未満のもの	対象建築物所有者	全額区が負担 (区登録診断士に支給)		・区に登録してある耐震診断士を派遣する	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
杉並区	木造耐震診断士派遣事業(簡易診断)	技術者派遣	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された木造建築物	区内に木造建築物を所有している者	全額区が負担		区に登録する耐震診断士を派遣する。	都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
	木造耐震診断士派遣事業(精密診断(非破壊調査))	技術者派遣・補助	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された木造建築物	区の簡易診断を受けた者で、精密診断の必要があるとの診断を受けたもの	10万円 (診断費用は延べ面積などで規定)		区に登録する耐震診断士を派遣する。 または、区に登録した特定木造精密診断士による精密診断を行った場合は補助する。	都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
	木造耐震診断士派遣事業(耐震改修)	補助	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された木造建築物	区の助成を受けて精密診断を受けた者で、耐震改修の必要があるとの診断を受けたもの。住民税を滞納していないこと。法人の場合は、中小企業法の中小企業であること。	lw<1:50万円 lw≥1:100万円	1/2		都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329



※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先					
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線		
豊島区	木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			昭56年5月31日以前に建築された木造住宅	所有者かつ居住者	15万円			東京都木造住宅耐震診断事務所に登録された技術者が、診断を行なうこと	都市整備部建築課 許可・耐震グループ	03-3981-0590		
	木造住宅耐震改修助成制度	補助	○			昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定され、評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	対象建築物所有者かつ居住者世帯の方が住民税を滞納していないこと	100万円  区内施工業者の場合上乗せ50万円	2/3  1/6		東京都木造住宅耐震診断事務所に登録された技術者が、補強(耐震改修)設計及び工事監理を行なうこと	都市整備部建築課 許可・耐震グループ	03-3981-0590		
北区	簡易耐震診断	技術者派遣	○	○		昭56年5月31日以前に建築に着手した木造在来軸組工法の地上2階建以下(地下無し)のもの	建築物の所有者				区職員による簡易耐震診断を無料で行っている。	まちづくり部建築課 構造設備係	03-3908-9176		
	木造住宅耐震診断士等派遣事業	技術者派遣	○	○		昭56年5月31日以前に建築に着手した木造住宅で、地上2階建以下(地下無し)のもの	所有者で住民税の滞納がないこと	全額区が負担			区が委託する団体の診断士が耐震診断を行う	まちづくり部建築課 建築防災担当	03-3908-1240		
	北区木造民間住宅耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助	○	○		①木造住宅で地上2階以下のもの②耐震診断の結果総合評点が1.0未満のもの③改修後1.0以上に計画されたもの④昭56年5月31日以前に建築に着手したもの⑤建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	所有者で住民税の滞納がないこと	20万円	2/3			まちづくり部建築課 建築防災担当	03-3908-1240		
	北区木造民間住宅耐震化促進事業(耐震改修工事事業)	補助	○	○		耐震補強設計事業と同様	耐震補強設計事業と同様で、かつ改修後も継続して所有すること	100万円	2/3				まちづくり部建築課 建築防災担当	03-3908-1240	
	北区木造民間住宅耐震化促進事業(耐震建替え工事事業)	補助	○	○		耐震補強設計事業に加え①整備地域内又は新防火地域内であること②前面道路の幅員が6m以内であること③建替え後も住宅であること④耐火・準耐火建築物であること	耐震補強設計事業と同様で、建替え後も継続して所有すること	100万円	2/3	2/3かつ100万円は、耐震改修工事相当額に対する補助		まちづくり部建築課 建築防災担当	03-3908-1240		

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
荒川区	木造建物耐震化推進事業(耐震診断支援事業)	補助	○	○	○	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所、賃貸アパート	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所30万円・賃貸アパート50万円	10/10	区に登録された耐震診断士を利用。	防災都市づくり部防災街づくり推進課	03-3802-4303	2826 2827
	木造建物耐震化推進事業(耐震補強設計支援事業)	補助	○	○	○	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)、診療所、賃貸アパート ・区の耐震診断支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所30万円(60万円)・賃貸アパート50万円(100万円) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・戸建住宅(貸家)、賃貸アパート1/2(2/3) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	一般及び精密診断含む。 ※70歳以上のひとり暮らしの世帯又は70歳以上の方とその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯が引き続き2年以上居住している建物	防災都市づくり部防災街づくり推進課	03-3802-4303	2826 2827
	木造建物耐震化推進事業(耐震補強工事支援事業)	補助	○	○	○	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)、診療所、賃貸アパート ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所100万円(200万円)・賃貸アパート150万円(300万円) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・戸建住宅(貸家)、賃貸アパート1/2(2/3) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	原則区内業者が施工すること。 ※70歳以上のひとり暮らしの世帯又は70歳以上の方とその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯が引き続き2年以上居住している建物	防災都市づくり部防災街づくり推進課	03-3802-4303	2826 2827
	木造建物耐震化推進事業(耐震建替え工事支援事業)	補助	○	○	○	・昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅(貸家含む)、診療所、賃貸アパート ・区の耐震診断支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	戸建住宅(貸家含む)150万円(300万円)・診療所150万円・賃貸アパート250万円(500万円) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・戸建住宅(貸家)、賃貸アパート1/2(2/3) ( )は高齢者世帯が居住する建物※	※70歳以上のひとり暮らしの世帯又は70歳以上の方とその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯が引き続き2年以上居住している建物	防災都市づくり部防災街づくり推進課	03-3802-4303	2826 2827

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
板橋区	木造住宅無料簡易耐震診断	技術者派遣	○	○		原則、自己診断が困難なおとしより世帯等を対象とする				協力業者(設計事務所等)による無料簡易診断	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	直通
	木造住宅耐震化推進事業(耐震診断)	補助	○	○		・昭和56年5月31日以前に建築された、木造2階建以下の在来軸組工法による、専用住宅、共同住宅及び併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅の用途であること)	・区内在住 ・団体及び法人でない建築物の所有者等 ・区民税等の滞納がないこと	①一般世帯7.5万円 ②高齢者等世帯10万円 ③特定地域12万円	①一般世帯1/2 ②高齢者等世帯2/3 ③特定地域4/5	区が指定する耐震診断機関が実施すること	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	直通
	木造住宅耐震化推進事業(耐震計画等)	補助	○	○		・区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、倒壊する可能性が高いと判断されたもの	・区内在住 ・団体及び法人でない建築物の所有者等 ・区民税等の滞納がないこと	4万円	2/3	区が指定する耐震診断機関が実施すること	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	直通
	木造住宅耐震化推進事業(耐震補強工事)	補助	○	○		・区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、倒壊する可能性が高いと判断されたもの ・建築基準法における重大な違反がないこと	・区内在住 ・団体及び法人でない建築物の所有者等 ・区民税等の滞納がないこと	75万円	1/2	区が指定する指定施工業者が実施すること	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	直通
	木造住宅耐震化推進事業(除却工事)	補助	○	○		特定地域内で、区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、倒壊する可能性が高いと判断されたもの	・区内在住 ・団体及び法人でない建築物の所有者等 ・区民税等の滞納がないこと	50万円	1/3		都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	直通
	木造住宅耐震化推進事業(建替え工事)	補助	○	○		・区の除却工事助成を受けた建築物で、主要用途が住宅、準耐火の耐火性能を有する建築物等への建替え	・申請者(建築主)は除却工事助成を受けた建物の所有者または、その所有者の2親等以内の親族 ・高齢者等と同居 ・区民税等の滞納がないこと	100万円		・建築物の壁面を道路境界から50cm以上後退した計画であること、または敷地面積の5%以上のまとまりある空地(緑地を含む)を前面道路に沿うように確保した計画であること ・板橋区木造住宅密集地域整備事業実施地区の整備に適合する計画であること	都市整備部市街地整備課防災まちづくりグループ	03-3579-2554	直通

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
練馬区	戸建住宅の無料簡易耐震診断	技術者派遣	○			昭56年5月以前に建築された建築物	・対象建築物を所有し、かつ、居住していること。			一般社団法人練馬区建築設計事務所協会を診断機関とする	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
	戸建住宅の耐震診断・実施設計経費助成事業	補助	○			昭56年5月以前に建築された建築物(都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合がある)	・対象建築物を所有し、かつ、居住していること。 ・住民税等を滞納していないこと。	30万円	2/3		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
								100万円	2/3		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
								120万円	4/5	一定所得以下			
								120万円	4/5	区指定の啓開34路線沿い			
50万円	2/3	簡易補強工事											
民間建築物の耐震診断経費助成事業	補助		○	○	昭56年5月以前に建築された建築物(都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合がある)	・対象建築物を所有していること。 ・住民税等を滞納していないこと。	100万円	2/3	中高層等	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通	
足立区	耐震診断助成	補助	○			昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された木造戸建住宅	対象建築物の所有者	10万円	100/100	区が認定した建築士が実施すること。	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
						昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された木造共同住宅		500万円 ただし、戸数×10万円が限度	1/2				
						昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された木造特定建築物		500万円	1/2				
	耐震改修工事助成	補助	○			おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。 上部構造評点を0.7以上にする。	対象建築物の所有者 60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯または住民税非課税世帯	100万円	1/2	耐震シェルター・ベット設置支援助成との併用は不可	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
対象建築物の所有者							80万円	1/2					
補助		○		おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた共同住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。 上部構造評点を1.0以上にする。	対象建築物の所有者	3000万円	1/2						
補助		○	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた特定建築物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。 上部構造評点を1.0以上にする。	対象建築物の所有者	2000万円	1/2							

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
足立区	建替え工事	補助	○			区の耐震診断助成を受けた戸建住宅のうち、補強が必要と判断されたもので、建築確認及び検査済証の交付を受けたもの。	対象建築物の所有者	耐震改修工事助成金額に同じ			都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	除却工事	補助		○		区の耐震診断助成を受けた戸建住宅のうち、補強が必要と判断されたもの。	対象建築物の所有者	50万円	1/2		都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
葛飾区	葛飾区木造建築物耐震診断助成制度	補助	○	○		①葛飾区内 ②地階を除く階数が2以下 ③主要構造部が木造建築物(工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。)である、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2/3未満のものに限る。)を含む。)	建築物の所有者	5万円	10/10		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区木造建築物耐震改修設計助成制度	補助	○	○		①葛飾区内 ②地階を除く階数が2以下 ③主要構造部が木造建築物(工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。)である、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2/3未満のものに限る。)を含む。) ④耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断された建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの ⑤建築物の外壁から敷地境界線(道路境界線を含む)までの距離が、最も近いところで、平屋建ての建築物にあっては2m以内、2階建ての建築物にあっては4m以内であること。	建築物の所有者	20万円	2/3		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区木造建築物耐震改修助成制度	補助	○	○		①葛飾区内 ②地階を除く階数が2以下 ③主要構造部が木造建築物(工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。)である、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2/3未満のものに限る。)を含む。) ④耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断された建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの ⑤建築物の外壁から敷地境界線(道路境界線を含む)までの距離が、最も近いところで、平屋建ての建築物にあっては2m以内、2階建ての建築物にあっては4m以内であること。 ⑥震災時の避難通路や緊急車両の進入路となる道路(法42条に規定する道路)に面する敷地に建築された建築物又は法43条ただし書が適用される建築物	建築物の所有者	【耐震改修】 160万円 【建替え】 160万円 【除却】 50万円	【耐震改修】 2/3 【建替え】 2/3(耐震改修に係る助成金の額とを比較し、いずれか低い方の額) 【除却】 1/2(耐震改修に係る助成金の額とを比較し、いずれか低い方の額)		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
江戸川区	江戸川区耐震コンサルタント派遣制度	技術者派遣	○	○		昭和56年5月31日以前に着工した区内にある個人所有の住宅	対象建築物所有者または居住者(適宜関係者の同意が必要) 空き家は対象外	区が全額負担	10/10	区が委託するコンサルタント(建築士)を派遣し、住まいの耐震対策についての調査・相談を行う。	都市開発部住宅課 計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区戸建住宅耐震改修設計等助成事業	補助	○	○		江戸川区耐震コンサルタント派遣制度を受けた住宅	対象建築物所有者または居住者(適宜関係者の同意が必要) 空き家は対象外	30万円	80%	精密診断により求める総合評価点が、1.0以上となる設計に対して助成	都市開発部住宅課 計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区戸建住宅耐震改修工事助成事業	補助	○	○		江戸川区戸建住宅耐震改修設計等助成事業実施要綱に基づく助成を受け、改修設計等を作成した住宅	対象建築物所有者または居住者(適宜関係者の同意が必要) 空き家は対象外	戸建て(所有かつ居住)の場合 ①住民税非課税世帯150万円 ②住民税課税世帯100万円 借家または集合住宅の場合 ③借家100万円 ④集合住宅150万円	①2/3 ②③④50%	精密診断により求める総合評価点が、1.0以上となる工事に對して助成	都市開発部住宅課 計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区住宅リフォーム資金融資あっせん	利子補給	○			江戸川区耐震コンサルタント派遣制度の診断結果により、耐震補強の必要な2階建以下の木造住宅で建築基準法等の関係法令を遵守しているもの	・江戸川区民であること ・住宅所有者または住宅所有者と同居する直系親族	工事費の80%以内で500万円以下	1.5%を超える部分を利子補給	その他条件 ・住民税を滞納していないこと ・年収が年間返済額の3倍以上あること ・一般社団法人しんきん保証基金の保証または住宅融資保険(連帯保証人必要)	都市開発部住宅課 相談係	03-5662-0517	2772
八王子市	八王子市木造住宅耐震診断補助金	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅。 現に居住している(在来軸組工法に限る)住宅	対象建築物を所有かつ居住している個人で、既に納期の経過した市税を完納しているまたは、非課税の市民であること	10万	1/2		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404
	八王子市居住環境整備補助金(木造住宅耐震改修工事)	補助	○			上記の八王子市木造住宅耐震診断補助金を受けた耐震強度1.0未満のもの	対象建築物を所有かつ居住している個人で、既に納期の経過した市税を完納しているまたは、非課税の市民であること	①耐震強度1.0以上の改修工事は、50万(高齢者等世帯等は、75万) ②耐震強度0.7以上1.0未満の改修工事は35万(高齢者等世帯等は、52.5万)	1/2		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404
	八王子市居住環境整備補助金(木造住宅簡易耐震改修工事)	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅。 現に居住している(在来軸組工法に限る)住宅	対象建築物を所有かつ居住している個人で、既に納期の経過した市税を完納しているまたは、非課税の市民であること 改修工事費が10万円以上のもの	10万(高齢者等世帯等は、20万)	20%		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404

※ 融資金利、利子補給額・率は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
立川市	立川市木造住宅耐震診断助成事業	補助	○	○	○	市内に所在する昭和56年以前に建築された民間の木造住宅で、戸建住宅、共同住宅及び併用住宅(住宅以外の用途部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの)	対象住宅を所有する個人又は法人で、既に納期の経過した市税を完納していること	10万円	1/2	調査機関は、東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に掲載された事業所又は東京都建築士事務所協会立川支部の木造建築物耐震診断委員会委員名簿に掲載された建築士事務所	市民生活部住宅課	042-528-4384	
	立川市木造住宅耐震改修等工事助成事業	補助	○	○	○	市の助成を受けて実施した耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅を、「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」住宅にする補強設計に従い改修工事が実施されたことが確認された住宅	①対象住宅を所有する個人で、市税を滞納していない者 ②世帯の年間合計所得が700万円以下であること	補強設計・工事監理10万円 耐震改修50万円(高齢者、障害者世帯80万円)	1/2	施工業者は、建設業法第3条に規定する建設業の建築工事業許可を得た者で耐震補強に関する講習会を受講し修了証の発行をうけた事業所又は、個人	市民生活部住宅課	042-528-4384	
武蔵野市	耐震アドバイザー派遣制度	技術者派遣	○	○		昭56年5月31日以前に着工された市内の木造住宅	対象住宅を所有する個人。ただし共有建築物にあっては代表者。	市が全額負担		専門家を派遣し簡易耐震診断を行う	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	民間住宅耐震診断助成制度	補助	○	○		昭56年5月31日以前に着工された市内の民間住宅	対象住宅を所有する個人。ただし区分所有建築物、共有建築物にあっては代表者。	10万円	2/3		都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	民間住宅耐震改修助成制度	補助	○	○		昭56年5月31日以前に着工された民間住宅で、耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められたもの。	対象住宅を所有する個人。ただし区分所有建築物、共有建築物にあっては代表者。	100万円	1/2		都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	民間建築物耐震診断助成制度	補助	○	○	○	昭56年6月1日以降に着工された民間住宅および昭56年5月31日以前に着工された住宅を除く民間建築物	対象住宅を所有する個人。ただし区分所有建築物、共有建築物にあっては代表者。	5万円	1/2		都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
三鷹市	三鷹市木造住宅耐震診断助成制度(簡易診断)	補助	○			昭56年5月31日以前に建築確認された市内にある木造住宅 現に居住している(在来軸組工法等に限る住宅)		4万円	2/3	東京都建築士事務所協会南部支部を紹介し、その調査費用の一部助成	都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	三鷹市木造住宅耐震診断助成制度(一般診断以上の診断)	補助	○			昭56年5月31日以前に建築確認された市内にある木造住宅 現に居住している(在来軸組工法等に限る)住宅		10万円	2/3	東京都建築士事務所協会南部支部を紹介し、その調査費用の一部助成	都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度(簡易改修)	補助	○			三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと診断された住宅		30万円	高齢者等1/2 その他1/3		都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度(改修)	補助	○			三鷹市木造住宅耐震診断助成制度に基づく一般診断以上の診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと診断された住宅		50万円	高齢者等1/2 その他1/3	耐震基準に適合する改修	都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
青梅市	青梅市木造住宅耐震診断補助制度	補助	○			昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された軸組み工法木造2階建て以下の戸建て住宅(面積の1/2以下を住宅の用途に供し、賃貸を目的とする住宅を除く。)	市内に住所を有し、対象住宅を所有し自ら居住する個人 共有にあっては代表者 市税等の滞納のないこと。	5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部の会員で日本建築防災協会による講習修了者 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度登録者で西多摩地区に事務所を置く者	都市整備部住宅課 住宅政策係	0428-22-1111	2533
	青梅市木造住宅耐震改修補助制度	補助	○			市の木造住宅耐震診断補助の対象となる住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅。	市内に住所を有し、対象住宅を所有し自ら居住する個人 共有にあっては代表者 市税等の滞納のないこと。	50万円	1/2	建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事管理者に工事管理(施工業者に所属する者を除く。)	都市整備部住宅課 住宅政策係	0428-22-1111	2533
府中市	府中市木造住宅耐震診断調査助成制度	補助	○			昭56年5月31日以前に建築された戸建ての木造住宅	・対象住宅の所有者又は所有者・所有者の配偶者の2親等以内の親族で、自ら居住する者 ・地方税を滞納していないこと	12万円	2/3	診断機関は、東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士によるものとする。	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	
	府中市木造住宅耐震改修等助成制度(改修)	補助	○			市の助成制度に基づく耐震診断で評点が1.0未満と診断され、工事後の評点が1.0以上となる耐震改修を実施した住宅	・対象住宅の所有者又は所有者・所有者の配偶者の2親等以内の親族で、自ら居住する者 ・地方税を滞納していないこと	80万円	1/2	施工業者は、府中市内に事務所を有し、建設業の建築工事許可を得て、耐震補強に関する講習会を受けた業者によるものとする。	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	
	府中市木造住宅耐震改修等助成制度(建替え)	補助	○			市の助成制度に基づく耐震診断で評点が0.3以下と診断され、建替えを実施した住宅	・対象住宅の所有者又は所有者・所有者の配偶者の2親等以内の親族で、自ら居住する者 ・地方税を滞納していないこと	50万円	定額		都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	
昭島市	木造住宅耐震診断費補助事業		○	○		昭和56年5月31日以前に建築された2階建以下の木造住宅	対象住宅を所有する個人(共有の場合は代表者)で、納期が到来している市税等を完納している者	5万円	2/3	市が指定する耐震診断機関が実施すること	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111	2265
	木造住宅耐震改修費補助事業		○	○		市の助成制度に基づく診断を行った結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅の耐震改修を実施した住宅	対象住宅を所有する個人(共有の場合は代表者)で、納期が到来している市税等を完納している者	30万円	1/3	施工業者は、市内に事務所を有し、建設業法に規定する許可を受けた者	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111	2265



※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
調布市	木造住宅耐震化促進助成制度(耐震診断、耐震改修)	補助	○			昭56年5月31日以前に建築された木造住宅で、2階建て以下のもの。 (対象となる事業) ●耐震診断 次に掲げる要件を満たすもの ・ 備考欄に掲げる調査機関で耐震診断を行うものであること。 ・ 原則として、交付決定日の属する年度内に完了するものであること。 ・ 調布市の他の制度により、補助金、給付金、助成金等の交付を受けておらず、かつ、交付を受けていないものであること。 ●耐震改修 次に掲げる要件を満たすもの ・ 原則として、交付決定日の属する年度内に完了するものであること。 ・ 調布市の他の制度により、補助金、給付金、助成金等の交付を受けていないものであること。 ・ 耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められていること。 ・ 耐震改修を実施した後に、Iw値が1.0以上相当になるよう計画された事業であること。	・対象住宅の所有者で、かつ、居住していること又は居住予定であること。 ・市税の納税義務者等であり、滞納がないこと。	耐震診断 10万円 耐震改修 50万円	耐震診断 2/3 耐震改修 1/2	調査機関は、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部	都市整備部住宅課	042-481-7111	7545

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
町田市	町田市木造住宅簡易耐震診断実施事業制度	技術者派遣	○			昭56年5月31日以前に着工された住宅で、2階建て以下の木造在来工法による戸建住宅(1/2以上を住宅としてりようしている併用住宅も含む)であり、市内に存するもの。	対象住宅を所有かつ居住している個人			市が指定した機関が実施する。	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
	町田市木造住宅精密耐震診断事業助成制度	補助	○			上記、簡易耐震診断を行い精密耐震診断が必要であると認められた住宅。	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	10万円	1/2	町田市に登録した町田市木造住宅耐震診断士の中から選定すること。	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
	町田市木造住宅耐震改修事業助成制度(耐震設計、簡易耐震設計)	補助	○			市の助成制度に基づく精密耐震診断を行い耐震改修事業が必要であると診断された住宅	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	10万円	1/2	①耐震設計:精密耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上にする補強計画のこと②簡易耐震設計:精密耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅を0.7以上にする補強計画、1階のみ1.0以上にする補強計画、その他市長が適当と認める補強計画のこと	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
	町田市木造住宅耐震改修事業助成制度(耐震改修工事、簡易耐震改修工事)	補助	○			市の助成制度に基づく精密耐震診断を行い耐震改修事業が必要であると診断された住宅	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	50万円(一般世帯)、70万円(高齢者世帯※要件あり)	1/2	①耐震改修工事:耐震設計に基づき行う補強工事②簡易耐震改修工事:簡易耐震設計に基づき行う補強工事	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
小金井市	小金井市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する木造住宅	対象となる住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること 市民税を滞納していないこと	5万円	2/3	小金井市指定の調査機関により耐震診断に限る。	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
	小金井市木造住宅耐震改修助成制度	補助	○			市の助成制度に基づく診断を行った結果、改修が必要となった木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の上部構造評点が1.0以上となる建物	対象となる住宅を所有していること 市民税を滞納していないこと	30万円	1/3	施工業者の要件は、建設業の建築工事業許可を得て、耐震補強に関する講習会等を受講した者 別途、小金井市指定の調査機関による確認が必要	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
小平市	小平市木造住宅耐震診断費用補助金交付制度	補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、現に居住の用に供している木造の専用住宅、併用住宅その他の住宅とする。	対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合を含む。)	5万円	1/2	東京都建築士事務所協会北部支部又は東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所を診断機関とする。	市民生活部防災安全課	042-346-9519	
	小平市木造住宅耐震改修費用補助金交付制度	補助	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、現に居住の用に供している木造の専用住宅、併用住宅その他の住宅とする。耐震改修を行う前の総合評点が1.0未満であること。	対象住宅の所有者であり、共有名義の住宅は全員の合意が必要。	30万円	1/3	施工業者の要件は、補助対象住宅の耐震改修に係る建設業の許可を得ている者又は東京都地域住宅生産者協議会が主催する木造住宅耐震講習会を修了した者	市民生活部防災安全課	042-346-9519	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
日野市	木造住宅耐震診断助成		○			木造(在来軸組工法に限る)2階建て以下の住宅(床面積の2分の1以上を住宅として使用)で昭和56年以前に建築されたもの(賃貸住宅は除く)		上限5万円	1/2		まちづくり部建築指導課	042-587-6211	
	木造住宅耐震改修工事助成		○			昭56年5月31日以前に建築された木造住宅(賃貸を除く)で、(財)日本建築防災協会による一般診断法又は精密診断法の結果、上部構造評点が1.0未満と判定され、評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う住宅	対象住宅を所有かつ同所に住民登録のある方で、市税を完納されていること	上限30万円	10/10		まちづくり部都市計画課	042-585-1111	3111
	住宅リフォーム助成		○			市の助成制度に基づく耐震診断を受けた結果、危険又はやや危険と診断された建物	対象住宅の所有者であり、地方税等の滞納がないこと	上限20万円	1/10	日野市内に事務所を有する法人又は個人事業主が実施する耐震補強工事に限る	まちづくり部産業振興課	042-585-1111	3422
東村山市	東村山市木造住宅耐震改修助成金交付制度	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。 現に居住の用に供されていること。 耐震診断の結果、lwの値が1.0未満であること。	①現に対象住宅に居住していること。 ②市税を滞納していないこと。 ③市又は他の地方公共団体の助成などを受けていないこと。	上限30万円	1/3	市内に事業所を有し、建設業法の許可を受けているもので耐震補強に関する講習会を受講したもの。	都市環境部都市計画課計画調整係	042-393-5111	2714
	東村山市木造住宅耐震診断助成金交付制度	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。かつ、一戸建ての木造住宅	①所有者で現に対象住宅に居住していること。複数所有者の場合は全員の合意に基づく代表者	上限4万円	1/2	①市内の建築事務所に勤務するもので、市長が認めた講習会などを終了していること。 ②建築士事務所協会北部支部の会員など。	都市環境部都市計画課計画調整係	042-393-5111	2714
国分寺市	木造住宅耐震診断士派遣事業	技術者派遣	○	○		昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の木造住宅。	対象建築物所有者	8万円～16.3万円(市登録診断士に支給)	約9/10	市に登録する耐震診断士を派遣し一般診断を行う。	都市建設部都市計画課都市計画担当	042-325-0111	454
	木造住宅耐震改修助成制度(簡易改修)	補助	○	○		木造住宅耐震診断士派遣事業による一般診断の結果、総合評点が0.7未満と判定され、総合評点が0.7以上となるように耐震改修工事を行う木造住宅	対象建築物所有者かつ市税を滞納していないこと	30万円	1/2	市に登録された耐震診断士により、補強設計及び工事監理を行なうこと	都市建設部都市計画課都市計画担当	042-325-0111	454
	木造住宅耐震改修助成制度(一般改修)	補助	○	○		木造住宅耐震診断士派遣事業による一般診断の結果、総合評点が1.0未満と判定され、総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う木造住宅	対象建築物所有者かつ市税を滞納していないこと	50万円	1/2	市に登録された耐震診断士により、補強設計及び工事監理を行なうこと	都市建設部都市計画課都市計画担当	042-325-0111	454
国立市	国立市木造住宅耐震診断助成事業	補助	○			国立市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅。併用住宅の場合、居住部分が延べ床面積の2分の1以上であるもの。	対象住宅の所有者で現に居住していること。	5万円	1/2	東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に登録された事業所又は社団法人東京都建築士事務所協会立川支部の正会員事務所を診断機関とする。	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111	361
	国立市木造住宅耐震改修助成事業	補助	○			市の耐震診断助成事業を受け「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅。改修後の評点が1.0以上となるもの。	対象住宅の所有者であり、現に居住していること。共有名義住宅は、全員の合意が必要。	50万円	1/3	建設業の建築工事業許可を得ている事業所。診断機関による確認が必要。	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111	361

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
福生市	福生市木造住宅耐震診断助成事業		○			市内に存する昭和56年以前に軸組工法で建築された木造二階建て以下の戸建て住宅であることかつ、所有者自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。	市内に住所を有し、左記要件を備えている住宅を所有する個人。ただし共有の住宅にあつては共有者の全員によって合意された代表者	10万円	費用の3分の2	市が指定する耐震診断機関が実施すること。	福生市都市建設部 まちづくり計画課計 画グループ	042- 551- 1952	
	福生市木造住宅耐震改修助成事業		○			市内に存する昭和56年以前に軸組工法で建築された木造二階建て以下の戸建て住宅であることかつ、所有者自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であることかつ、耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。	市内に住所を有し、左記要件を備えている住宅を所有する個人、ただし共有の住宅にあつては共有者の全員によって合意された代表者で、市税を滞納していないこと。	50万円	耐震改修に要した費用が50万に満たない場合は該当の費用とする。	診断機関による工事監理及び中間検査を受けること。(建築確認を要する耐震改修工事を除く。)	福生市都市建設部 まちづくり計画課計 画グループ	042- 551- 1952	
狛江市	狛江市木造住宅耐震診断助成金交付制度	補助	○	○		・昭和56年5月31日以前(旧建築基準法)に建築 ・市内の木造住宅、木造集合住宅 ・過半が住居の用に供しているもの	対象となる建物を所有する方で市税を滞納していない者	8万6千円	2/3	(社)東京都建築士事務所協会南部支部の会員又は東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に登録された事業所を診断機関とする。	建設環境部 都市整備課 企画計画係	03- 3430- 1111	2543
	狛江市木造住宅耐震改修助成金交付制度	補助	○	○		・昭和56年5月31日以前(旧建築基準法)に建築 ・市内の木造住宅、木造集合住宅 ・過半が住居の用に供しているもの ・耐震診断の評点が1.0未満	対象となる建物を所有する方で市税を滞納していない者	※1 50万円 ※2 30万円	1/2	※1 改修後の評点が1.0以上となること ※2 改修後の評点が0.7以上1.0未満、または1階部分の評点が1.0以上となること ・市で規定する条件を満たす工事監理者(原則として診断機関と同じ)が工事監理を行うこと。 ・平成25年6月より耐震改修と同時に住居改修についても助成率1/5、助成上限額を20万円として助成対象とする。	建設環境部 都市整備課 企画計画係	03- 3430- 1111	2543

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
東大和市	東大和市木造住宅耐震診断費助成制度	補助	○			いずれにも該当する住宅とする。 (1)市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅であること。 (2)所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。	次のいずれにも該当する者 (1)助成対象住宅を所有する個人とする。ただし、共有の建築物にあっては、共有者の全員によって合意された代表者とする。 (2)市税を滞納していないこと。	5万円	1/2	診断機関 次のア又はイに該当するものをいう。 ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく登録を受けている建築士事務所で一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部(通称 たちかわ支部)に属しているもの イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱(平成18年9月1日付け18都市建企第68号)に基づく耐震診断事務所	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111	1261
	東大和市木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○			対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたものであること。 (2)耐震改修の内容が、耐震診断の結果に即しているものであること。 (3)耐震改修が建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないこと。	次のいずれにも該当するもの (1)助成対象住宅を所有する個人とする。ただし、共有の建築物にあっては、共有者の全員によって合意された代表者とする。 (2)市税を滞納していないこと。	30万円	1/3	工事監理を受けること 診断機関により、耐震改修工事の内容を補強設計図書と照合し、補強設計図書のとおり実施され、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める基準に適合していることを確認する	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111	1261
清瀬市	清瀬市木造住宅診断助成制度	補助	○			市内に既存する木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された木造平屋建又は木造2階建の戸建住宅で、所有者が延べ床面積の2分の1以上を居住用にしている住宅。	①対象建築物を所有する個人。共有または区分所有の建築物にあっては代表者。 ②特別に支援を要する世帯(※) ③市税を滞納していない者	① 5万円 ②10万円	①1/2以内 ②2/3以内	清瀬市が指定している耐震診断機関に限る。  ※特別に支援を要する世帯 ・65歳以上のひとり暮らし世帯 ・60歳以上のみの世帯で、65歳以上の方がいる世帯 ・「身体障害者手帳」4級以上の方がいる世帯 ・「愛の手帳」3度以上の方がいる世帯	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-492-5111	363
清瀬市	清瀬市木造住宅耐震改修等助成制度	補助	○			耐震診断助成金要綱に基づく助成金の交付の対象となった住宅であって、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。	ア 個人で住宅を所有している者であって、かつ、現にその住宅に居住している者。ただし、所有権が共有とされた住宅にあっては、共有者の全員によって合意された代表者とする。 イ 市税を滞納していない者 ウ 助成対象住宅が借地の場合、所有者に当該工事の承諾が得られる者	30万円	1/3	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建築工事業許可を得た者で、一般財団法人日本建築防災協会主催の耐震に関する講習会等を受講したもの	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-492-5111	363

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
東久留米市	東久留米市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			・昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住。 ・自己所有で住居として使用している地上3階までの戸建住宅(店舗等併用住宅の含む)	助成対象住宅を所有する個人(共有の場合は代表者)で、現在そこにお住まいの方。また、お住まいの方全員が市税を滞納していないこと。	5万円	1/2	・市長が認めた建築士 ・(社)東京都建築士事務所協会北部支部の会員 ・東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所	都市建設部 施設管理課 建築営繕係	042-470-7777	2625
武蔵村山市	武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業	補助	○			武蔵村山市内にある一戸建てで、昭和56年5月31日以前に建築に着手された木造住宅。	対象住宅の所有者であって、現に対象住宅に居住していること。市税を滞納していないこと。申請を行った年度内に耐震診断が完了すること。	10万円	1/2	東京都建築士事務所協会立川支部を診断機関とする。	生活環境部 産業観光課 商工グループ	042-565-1111	227
		補助	○			市の安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金交付要綱による耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた住宅。	対象住宅の所有者であって、現に対象住宅に居住していること。市税を滞納していないこと。申請を行った年度内に耐震改修が完了すること。	①簡易耐震改修 20万円 ②耐震改修 30万円	1/2	①には、耐震シェルター設置を含む。 ②改修後の評点が1.0以上になること。 対象住宅の市内に事業所等を有する事業者による耐震改修等を行うものとする。	生活環境部 産業観光課 商工グループ	042-565-1111	227

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
多摩市	木造住宅耐震化に伴う普及啓発戸別訪問	技術者派遣	○			昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造戸建住宅	対象住宅の所有者	無料	全額		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
	多摩市木造住宅耐震診断支援事業	技術者派遣	○			昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造戸建住宅	対象住宅の所有者で、市民税及び固定資産税を申込日現在滞納していないこと	無料	全額		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
	多摩市木造住宅耐震改修費補助事業	補助	○			昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造戸建住宅で、耐震診断結果の総合評点が1.0未満のもの	対象住宅に居住する所有者。対象住宅に居住する者全員が市民税及び固定資産税を申込日現在滞納していないこと。対象住宅に居住する者全員の年間所得金額が、1200万円以内であること。	30万円、50万円を限度	30%、50%		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
稲城市	稲城市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○	○		木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有者する個人である	10万円	全額	・東京都建築士事務所協会南部支部に属している方 ・東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度により、耐震診断事務所として登録している建築士事務所 ・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、財団法人日本建築防災協会等が実施する耐震に関する講習を修了している方を診断機関とする。	消防本部防災課防炎係	042-378-2111	292
	稲城市生活資金融資あっせん制度	利子補給	○	○		本人が住むための住宅	市内に引続き1年以上居住していること。 市税を滞納していないこと。 申請者は20歳以上であること。 前年の世帯の所得が600万円以内であること。 安定し、かつ継続した収入があること。 勤続年数又は営業年数が1年以上であり、現在も継続していること。 現にこの生活資金の融資あっせんを受けていないこと。 信用保証機関の保障が得られること。	融資限度額 300万円	補給率1.812%	「稲城市木造住宅耐震診断助成制度」を利用し耐震診断を実施し、耐震補強工事を行うための住宅資金」は平成25年度まで、年度の本人負担利息が2,000円を超えた場合、利率が2分の1に軽減されます。	生活環境部経済課 消費生活係	042-378-2111	272
	稲城市商工会住宅改修等補助金	補助	○	○		木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	市内業者の施工及び「稲城市木造住宅耐震診断助成事業」を受けていること。	工事額の10%(50万円上限)			生活環境部経済課 商工観光係	042-378-2111	274

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
羽村市	羽村市木造住宅耐震診断補助制度	補助	○			木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	5万円	1/2	建築士法第2条第1項に規定する建築士で、東京都木造住宅耐震診断講習修了者名簿に登録された者を診断機関とする。	建設部建築課	042-555-1111	253
	羽村市木造住宅耐震改修補助制度	補助	○			木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)一般診断法若しくは精密診断法による評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上になることを確認した住宅。	対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	50万円	1/2	耐震診断の結果に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修であって、建築工事業の許可を受けたものが行う。	建設部建築課	042-555-1111	253
あきる野市	あきる野市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては代表者。	補助 2.5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習修了者で市内に事務所を有する者を診断機関とする。	都市整備部 都市計画課 指導係	042-558-1111	2713
	あきる野市木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○			市の助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅について、耐震改修を実施することにより、一応倒壊しないことが判断できる住宅。	対象建築物を所有者とする個人。ただし、共有の建築物にあっては、代表者。	補助 30万円	1/3	市内に事業所を有し、建設業の建築工事業許可を得ているか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を終了した者。	都市整備部 都市計画課 指導係	042-558-1111	2713
西東京市	西東京市木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	対象住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること。	6万円	1/2	西東京市指定の診断機関による耐震診断に限る。	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-438-4051	
	西東京市木造住宅耐震改修助成制度	補助	○			診断を行った結果、総合評価が1.0未満と診断された木造住宅について、耐震改修工事を実施したことにより、事後の総合評点が1.0以上となる建物	対象住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること。	30万円	1/3	西東京市指定の診断機関による確認が必要	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-438-4051	



※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。  
 ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象			助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
瑞穂町	木造住宅耐震診断費助成事業	補助	○			・昭和56年5月31日以前に建築を着工している、町内の木造一戸建て住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住するために使っていること。)	対象住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること。	10万円	1/2	①診断を行う者が以下のどちらかの条件をみだすこと ・東京都建築士事務所協会西多摩支部に属している ・東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱(平成18年9月1日18都市建企第68号)による耐震診断事務所の登録を受け、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町に事業所を置いて営業している ②行われる耐震診断の方法が財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいたものであること	住民部地域課安全係	042-557-7610	
	木造住宅耐震改修費助成事業	補助	○			・昭和56年5月31日以前に建築を着工している、町内の木造一戸建て住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住するために使っていること。) ・耐震改修を行う前に受けた耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であったこと ・耐震改修工事の結果、上部構造評点を1.0以上となること	対象住宅を所有し、現に自らの住居として使用していること。	100万円	1/2	・町内に事業所を有する、建築工事業の許可を受けた者が行うものであること ・建築基準法等の法律の規定に違反していないこと	住民部地域課安全係 (受付 瑞穂町商工会)	042-557-7610	
日の出町	日の出町木造住宅耐震診断助成制度	補助	○			木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、その所有者が自ら利用するための延べ床面積が2分の1以上であるもの。)	町内に住所を有し、対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあつては代表者。	2.5万円	1/2	東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習修了者で事務所を有する者を診断機関とする。	まちづくり課都市計画係	042-597-0511	351
	日の出町木造住宅耐震改修費助成制度	補助	○			町の助成制度に基づき耐震診断を受け、「倒壊する可能性が高い」、「倒壊する可能性がある」と診断された住宅について、耐震改修を実施することにより、一応倒壊しないことが判断できる住宅。	町内に住所を有し、対象建築物を所有する個人。ただし、共有の建築物にあつては、代表者。	30万円	1/3	建設業の建築工事業許可を得ていて、かつ東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を終了した者。	まちづくり課都市計画係	042-597-0511	351